

# 石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 30 号)

## 目 次

規 則  
○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 1

## 規 則

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十三号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則 (昭和二十八年石川県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。  
第二百四条第五項に次の一号を加える。

三 県営住宅を災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設としてその用に供するとき。

別表第二中「教育センター 庶務課長」を「教員総合研修センター 総務・広報課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

